

## 群馬県畜産生産情報管理農場認証要領

平成20年3月11日 畜第30087-1号

### (趣旨)

第1 この要領は、群馬県畜産生産情報管理農場認証要綱(以下「要綱」という。)第9の規定に基づき、生産情報管理農場の認証について必要な事項を定めるものとする。

### (審査委員会の設置)

第2 確認機関は、要綱第6第1項による認証のための審査、検査等を行うための組織として、学識経験者、生産関係者、処理・加工関係者、流通関係者等からなる「群馬県畜産生産情報管理農場認証審査委員会」(以下「審査委員会」とする。)を設置するものとする。

2 審査委員会では、対象農場に係る書類審査等の他に、必要に応じて対象農場の現地確認による審査を行うものとする。

### (申請)

第3 要綱に基づき、農場に対する認証を取得しようとする者(以下「申請者」とする。)は、別記様式第1号による認証申請書及び別記様式第2号による審査申請書について、それぞれ必要な添付書類等を付して確認機関に提出するものとする。

### (申請の受理)

第4 確認機関は、第3により、申請者から各申請書の提出を受けたときは、その申請内容の確認のために、申請者に対しヒアリングを実施し、その内容が適当であると認められた場合に申請を受理するものとする。

ただし、ヒアリング等により、申請内容に不備等が認められた場合、申請者に対して、その不備等の内容を説明の上、申請を差し戻すものとする。

### (審査等)

第5 第4の第1項により受理された申請について、確認機関は審査委員会を開催し、要綱第4の認証要件について審査を行うものとする。

また、必要に応じて申請者が申請した対象農場の現地審査を行うものとする。

2 確認機関は、審査委員会における審査等を踏まえ、当該申請に対する認証の適否を判断の上、審査結果をとりまとめるものとする。

### (結果の報告)

第6 確認機関は、審査委員会で実施された第5の第2項によりとりまとめた審査結果について、別記様式第3号の審査結果報告書を作成の上、申請者から提出された認証申請書と併せて、知事へ報告するものとする。

### (認証)

第7 知事は、第6により、確認機関から報告された申請内容の審査結果において、認証が適当と認められた申請に対し、要綱第6の第1項に基づき、別記様式第4号による認証を行うものとする。

( 認証者の責務 )

第 8 第 7 により認証を受けた者 ( 以下「 認証者」とする ) は、 認証期間中に次の各号について誠実に履行するものとする。

- ( 1 ) 農場の運営内容が、 要綱第 4 の認証要件への継続的適合。
- ( 2 ) 確認機関が実施する経過確認に対する適切な対応。

( 報告 )

第 9 認証者は、 認証期間中に、 確認機関により審査、 検査等を受けた内容を変更する場合は、 別記様式第 5 号によりその内容を確認機関へ速やかに報告するものとする。

- 2 確認機関は、 前項の報告を受けた後、 速やかに変更内容について、 要綱第 4 の認証要件への適合の可否を確認の上、 別記様式第 6 号により、 知事へ報告するものとする。
- 3 確認機関は、 要綱第 7 による経過確認を行う場合、 予め確認事項を定めたチェックリストを作成の上行うものとし、 経過確認の実施状況を別記様式第 7 号により、 知事へ報告するものとする。

( 認証票の表示 )

第 10 認証者が認証された農場等において、 認証を受けたことを証する表示を行おうとする場合、 別に定める認証票等取扱要領に基づき、 認証票を作成及び表示できるものとする。

( 書類の確認機関の経由 )

第 11 要綱及び要領により規定された提出書類のうち、 申請者が知事に提出するものについては、 確認機関を経由するものとする。

- 2 知事が要綱及び要領により申請者若しくは認証者に対して交付する書類は、 確認機関を経由するものとする。

( 情報の公表 )

第 12 知事は、 認証者に関する情報について、 別に定める個人情報取扱要領に基づき、 インターネット等により公表できるものとする。

- 2 知事は、 要綱第 9 により認証の取り消しを受けた者についても、 同様に取り消し内容を公表できるものとする。

( 認証の取り消し )

第 13 知事は、 認証者が、 次にあげる各号のいずれかに該当すると判断された場合は、 その認証を取り消すことができるものとする。

- ( 1 ) 認証された農場の内容が、 要綱第 4 の認証要件に適合しないと判断された場合
- ( 2 ) 認証者が、 確認機関による経過確認を拒んだ場合
- ( 3 ) 認証者が、 畜産生産農場として、 各種法令等に基づく義務・責務を果たしていないと判断された場合

- 2 知事は、 認証者の認証を取り消す場合、 別記様式第 8 号により取り消しを通知するものとする。

( 書類等の保管 )

第 14 認証者は、 認証基準に基づいて作成した生産管理情報について、 認証を受けた日から

2 年間は保管するものとする。

2 確認機関は、審査等に係る申請書類、審査関係書類について、書類の発生年度の翌年度から 5 年間は保管するものとする。

附 則

この要領は、平成 20 年 3 月 11 日から施行する。